

# 岡山県スポーツ少年団リーダー会規程

## (総則)

第1条 この規程は、公益財団法人岡山県スポーツ協会岡山県スポーツ少年団設置規程第10章に基づいて設置されたリーダー会（以下「本会」という。）に関することを定める。

## (目的)

第2条 本会は、岡山県スポーツ少年団リーダー相互の協力をはかり、資質の向上と活動の活発化に努めるとともに、岡山県スポーツ少年団の発展に寄与することを目的とする。

## (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) リーダー相互の研修、資質の向上に関すること。
- (2) リーダーの交歓交流活動と情報交換に関すること。
- (3) 広報活動に関すること。
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業。

## (構成)

第4条 中学1年生以上の岡山県スポーツ少年団登録団員で、本会の事業目的に賛同する者をもって組織する。

## (役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 若干名 理事 若干名

第6条 会長・副会長及び理事は総会において選出する。

- 2 会長は、本会を代表し会務を統轄する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は会長があらかじめ指定した者がその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を組織し本会の会務を処理する。

第7条 本会の役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 本会の役員に欠員を生じた時は、それを補充する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

第8条 本会に顧問を若干名おくことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議によって会長がこれを委嘱する。

## (会議)

第9条 総会は毎年開催し、会長がこれを召集し議長となる。

- 2 理事会は随時開催し、会長がこれを召集し議長となる。

## (規程の改正)

第10条 この規程は、総会で出席者の過半数の同意を得たのち、岡山県スポーツ少年団常任委員会の承認を得て改正することができる。

## 附 則

- 1 この規程は、昭和61年3月24日から施行する。
- 2 この規程は、公益財団法人岡山県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 3 この規程は、平成31年4月1日から施行する。